

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年7月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

小型船舶 1隻

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

(1) 放置されていた場所 丸亀港富士見町物揚場前地先 1隻

(2) 撤去した日時 平成22年6月21日9時00分

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 保管を始めた日時 平成22年6月21日9時00分

(2) 保管の場所 2(1)の放置されていた場所（現地保管）

4 返還を受ける方法等

保管した工作物等の所有者等が香川県中讃土木事務所に申し出ること。

なお、物件の撤去、保管その他の措置に要した費用は、所有者等の負担となる。

また、港湾法第56条の4第9項の規定により、当該工作物等を5の期限までに返還することができないときは、当該工作物等の所有権は港湾管理者に帰属する。

5 返還期限

平成22年12月21日

6 本件に関する問合せ先

香川県中讃土木事務所 管理課 管理第一担当 電話番号 0877-46-7469